

グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS®) — 2010年改訂の動向 —

日本証券アナリスト協会
GIPS セミナー
2008年2月13日

栗原 洋

GIPS Executive Committeeメンバー

GIPS Verification/Practitioner小委員会委員長

SAAJ投資パフォーマンス基準委員会委員

(新日本監査法人 金融部)

本日のテーマ

1. 2010年GIPS改訂スケジュールと改訂に向けてのポイント
2. GIPS基準と規制を巡る欧米・アジアでの動き
3. GIPS基準の解釈に関する新たなガイダンス・ステートメント:
記録保管、等

2

1. 2010年GIPS改訂スケジュールと改訂に向けてのポイント

- A) GIPS2010改訂の基本的考え方
- B) GIPS2010改訂の概要(予定)
- C) GIPS2010改訂に向けた活動状況

3

GIPS2010改訂の基本的考え方

4

GIPS2010改訂の基本的考え方

- 5年毎の定期的見直し(review)作業⇒現行の基準、ガイダンス・ステートメント、Q&A
- 市場・業界のニーズに合致しているかどうかの検討
- 必要に応じて新しい基準、ガイダンス・ステートメントの導入を検討
- GIPS2005ほどの大改訂は予定されていない

5

GIPS2010改訂の概要(予定)

6

GIPS2010改訂の概要(予定)

- 勸奨基準の見直し
- 2010/1/1発効必須基準の妥当性
- 検証の必須化の検討
- 新しい分野へのアプローチ

7

勸奨基準の見直し

- 勸奨基準はベスト・プラクティスを取り込んでおり、将来的に必須基準となる可能性がある。
- 先日付で必須となる基準のいくつかは勸奨基準としても規定されている。
- 一部は永久に勸奨基準のままとするものもでてくる。

8

GIPS2005の勧奨基準

0. 準拠の基本条件

0.B.1 **会社**は、最も広範かつ意味のある**会社**の定義を採用するよう奨励される。この定義では、各資産運用会社の実際の社名にかかわらず、同一の商号の下で業務を行うすべての立地(国、地域等)の事業所を含めるべきである。

0.B.2 **会社**は、検証を受けるよう奨励される。検証とは、**会社**のパフォーマンス測定プロセスと手続について、独立した第三者である検証者が行うレビューをいう。検証報告書は、**会社**全体について発行されるものであり、単一の**コンポジット**について検証を実施することはできない。検証の主たる目的は、GIPS基準への準拠を表明する**会社**が、基準に従っていることを証明することである。

0.B.3 検証を受けている**会社**は、**コンポジット**提示資料または広告において、**会社**が検証を受けていることを開示するよう奨励される。**会社**は、**コンポジット**提示資料に、**会社**全体として検証を受けていない期間のパフォーマンス実績を含める場合には、検証期間を開示しなければならない。検証の開示文は次のようなものとすべきである。
「[**会社**名挿入]は、xxxx年xx月xx日以降xxxx年xx月xx日までの期間について、[検証者名挿入]による検証を受けている。検証報告書の写しは、請求に応じて提供可能である。」

1. 入力データ

1.B.1 (配当落ち日現在の)配当について**発生主義会計**を適用すべきである。

1.B.2 **会社**は、**フィー**(運用報酬)控除後リターンを提示するときは、**運用報酬**を発生主義で認識すべきである。

1.B.3 月末または当該月の最終営業日ごとの評価が**勧奨**される。

9

GIPS2005の勧奨基準一(続)

2. 計算方法

2.B.1 リターンは、配当、利子および譲渡益にかかる還付されない源泉税を控除して計算すべきである。還付請求可能な源泉税は発生主義で認識すべきである。

2.B.2 **会社**は、少なくとも月次で個々の**ポートフォリオ**・リターンを資産額加重して**コンポジット**・リターンを計算すべきである。

2.B.3 **会社**は、**大きな外部キャッシュフロー**の発生の日ごとに**ポートフォリオ**を評価すべきである。

3.コンポジットの構築

3.B.1 **カーブアウト**・リターンは、当該**カーブアウト**が実際にキャッシュバランスを有して個別管理されていない限り、単一資産**コンポジット**のリターンに含めるべきではない。

3.B.2 **重大な外部キャッシュフロー**の影響を除くため、(重大な**外部キャッシュフロー**が生じた**ポートフォリオ**を**コンポジット**から除外するという方法ではなく)一時的**新規口座**を使用することが**勧奨**される。

3.B.3 **会社**は、**コンポジット**の最低資産額よりも小額の資産を有する見込顧客に対して、当該**コンポジット**を営業活動に使用すべきではない。

10

GIPS2005の勧奨基準一(続)

4. ディスクロージャー

4.B.1 親会社が個別に定義された**会社**を複数含むときは、親会社内の各**会社**は、親会社に含まれる他の**会社**の一覧表を開示することが奨励される。

4.B.2 計算方法または評価の情報源の変更が**コンポジット**・リターンに重要な影響を及ぼすときは、**会社**はその旨を開示すべきである。

4.B.3 検証を受けている**会社**は、**コンポジット**提示資料において、**会社**が検証を受けていること、および**コンポジット**提示資料に**会社**全体として検証を受けていない期間のパフォーマンス実績を含める場合には、検証期間も明確に、開示すべきである。

5. 提示および報告

5.B.1 **会社**は、次に掲げる事項を提示することが**勧奨**される。

- a. 運用報酬および管理報酬控除前および税引き前で計算した**コンポジット**・リターン(ただし、還付請求不可能な源泉税は控除すべきである)
- b. **コンポジット**および**ベンチマーク**の全期間累積リターン
- c. 各**コンポジット**の等加重平均リターンおよびリターンの中央値
- d. GIPS基準で**必須**とされる情報または**勧奨**される情報を示すグラフおよびチャート
- e. 四半期またはより短期のリターン
- f. 12ヶ月以上の期間について、**コンポジット**および**ベンチマーク**の年率リターン
- g. **コンポジット**における国およびセクターのウエイト

11

GIPS2005の勧奨基準一(続)

5.B.2 **会社**は、**コンポジット**のレベルでの適切なリスク測定、例えば、ベータ、トラッキング・エラー、修正デュレーション、インフォメーション・レシオ、シャープ・レシオ、トレイナー・レシオ、信用格付、バリュー・アット・リスク(VaR)、および**コンポジット**・リターンと**ベンチマーク**・リターンの時系列データのボラティリティを提示することが**勧奨**される。

5.B.3 基準で**必須**とされる5年間の準拠パフォーマンス記録を提示した後、**会社**は、それ以外の期間についてパフォーマンス記録があるときは、当該記録についてもGIPS基準に準拠するよう奨励される。(本基準は、**会社**が10年間に達するまで年間パフォーマンスを毎年継続して追加提示しなければならないとする**必須**基準を免除するものではない。)

6. 不動産

6.B.1 不動産投資は、少なくとも四半期ごとに評価すべきである。

6.B.2 不動産投資は、外部の評価人または鑑定人により、少なくとも12ヶ月ごとに評価すべきである。

6.B.3 内部収益率(IRR)を計算するときは、**会社**は、少なくとも四半期ごとのキャッシュフローを使用すべきである。

6.B.4 設定来の内部収益率を示すときは、**会社**は、その対象期間および計算において使用したキャッシュフローの頻度を開示すべきである。

6.B.5 提供可能なときは、適切な**不動産**ベンチマークの構成リターンであるインカム・リターンおよびキャピタル・リターンを提示すべきである。

6.B.6 **会社**は、**コンポジット**の設定来の内部収益率を提示することが**勧奨**される。

12

GIPS2005の勸奨基準一(続)

- 6.B.7 資産運用会社が、ファンドまたはポートフォリオの最初の不動産取得期間における投資家の出資タイミングを決定する裁量を有している場合は特に、次の事項を提示することが**勸奨**される。
- 設定以降直近の**コンポジット**報告年度までの期間について、**フィー**(成功報酬を含む)**控除前**および**控除後**の年率換算した**時間加重収益率**および**内部収益率**(期末の最終価値は**コンポジット**の純資産の**期末市場価値**に基づく)
 - 設定以降直近の**コンポジット**報告年度までの期間について、**フィー**(成功報酬を)**控除前**および**控除後**の、(未実現益を除外した実現されたキャッシュフローのみに基づく)年率換算した**時間加重収益率**および**内部収益率**
- 見込顧客および既存顧客にとって有益な情報となるその他の追加的なパフォーマンス指標。GIPSの**プライベート・エクイティ**基準(GIPS基準第II章第7節参照)では、そのような追加的な指標として、出資倍率および**実現倍率**、**払込出資金**に関する比率等について規定している。
7. プライベート・エクイティ
- 7.B.1 **プライベート・エクイティ**投資は、四半期ごとに評価すべきである。
- 7.B.2 **会社**は、**コンポジット**存続期間中の**コンポジット**内の投資(**ポートフォリオ**に組み入れた**会社**)の平均保有期間を提示すべきである。

13

GIPS2005の先日付必須基準

- 1.A.3 2001年1月1日より以前の運用実績については、**ポートフォリオ**は、少なくとも四半期ごとに評価しなければならない。2001年1月1日以降2010年1月1日より以前の運用実績については、**ポートフォリオ**は、少なくとも月次評価しなければならない。2010年1月1日以降の運用実績については、**会社**は、**大きな外部キャッシュフロー**の発生の日ごとに**ポートフォリオ**を評価しなければならない。
- 1.A.4 2010年1月1日以降の運用実績については、**ポートフォリオ**は、月末または当該月の最終営業日に評価しなければならない。
- 2.A.6 2006年1月1日以降の運用実績については、**会社**は、少なくとも四半期ごとに個々の**ポートフォリオ**・リターンを資産額加重して**コンポジット**・リターンを計算しなければならない。2010年1月1日以降の運用実績については、**コンポジット**・リターンは、少なくとも月次で個々の**ポートフォリオ**・リターンを資産額加重して計算しなければならない。
- 3.A.7 現金を含まない**カープアウト**は、投資一任**ポートフォリオ**としての使用および**コンポジット**への組入れを行うことはできない。多資産**ポートフォリオ**から単一資産を**カープアウト**しそのリターンを単一資産**コンポジット**に含めて提示する場合には、**カープアウト**・リターンには、適時に一貫性のある方法で現金が配分されていないなければならない。2010年1月1日以降の運用実績については、**カープアウト**が実際にキャッシュバランスを有して個別管理されていない限り、**カープアウト**・リターンを単一資産**コンポジット**のリターンに含めることはできない。
- 6.A.1 **不動産**投資は、少なくとも12ヶ月ごとに**市場価値**で評価しなければならない。2008年1月1日以降の運用実績については、**不動産**投資は、少なくとも四半期ごとに評価しなければならない。

14

GIPS2005の先日付必須基準一(続)

- 2005初頭には確定公表されていたので、5(3)年弱の準備期間が与えられていた。
- 従って、既定のとおり、2010(2008)/1/1以降、必須となる。
- GIPS2010改訂作業においては、市場・業界に達成困難な状況が存在するのであれば、検討が行われる。⇒状況調査を昨年実施した。先日付必須基準について70%以上の回答は「特に変更は不要(つまり対応可能)」であった。

15

6.A.1に関する新しいQ&A

- (Q)当社は不動産に投資しており、年次で資産評価を行う詳細な手続きを確立している。GIPS基準は2008/1/1以降、四半期ごとに不動産資産の評価を行うことを必須としている。外部評価が実施されず年次の内部評価が実施されない四半期における評価は、年度評価と同程度の詳細なものでなければならないか、それとも年次評価とは異なるものであっても良いのか?
- (A)内部評価において価値の推定は業界の専門的アプローチ(DCFモデル、資本化されたインカム、取引事例比較法、原価法、等)、経済・市場・金融環境の専門的な査定とレビュー、さらに不動産価格に大きな影響を与え得る要因について考察すべきである。用いられる仮定のすべては公正かつ偏りのないものでなければならない。四半期ごとの内部評価のプロセスは一貫して適用されなければならないが、その変更がより正確な評価につながると期待される場合は例外である。会社は四半期評価について、年次評価のプロセスをそのまま適用することも新しい手続きを導入することも可能である。すべての会社は不動産価格が四半期評価において適切に評価されることを確認するためにどのようなステップが必要かを決定しなければならない。GIPS基準0.A.6の定めにより、会社は適用されるすべてのGIPSの必須基準を達成し、維持していくための方針および手続きを文書化しなければならない。従って、会社は不動産価格の内部評価に係る方針および手続きを文書化しなければならない。

(January 2008)

16

検証の必須化

- “……GIPS ECは、検証を受けているかないかをはっきりと開示するよう、現行の準拠表明文に変更を加えることを提案することに決定した。この提案はGIPS2010公開草案に含まれることとなる予定である。GIPS ECは引き続き準拠表明会社が検証を受けることを強く奨励するが、検証を必須とすることが適切とは考えない。従って、「将来において検証が必須とされる予定」という表現・文言は削除する予定である。” (GIPS EC Open Session, 21 September 2007, Hong Kong)
- GIPS第三章 検証と以下のガイダンス・ステートメントおよびQ&Aの内容の見直しは実施される。
 - Guidance Statement for Verification
 - Guidance Statement on Verifier Independence
 - Guidance Statement on Performance Examination

17

新しい分野へのアプローチ

検討が予定されている分野

- 既存顧客へのコンポジット情報の提示
- オルタナティブ投資戦略・ビークル(ヘッジファンド、FoHF)
- パフォーマンス・フィー
- リスク指標
- レバレッジ/デリバティブ
- ベンチマーク

18

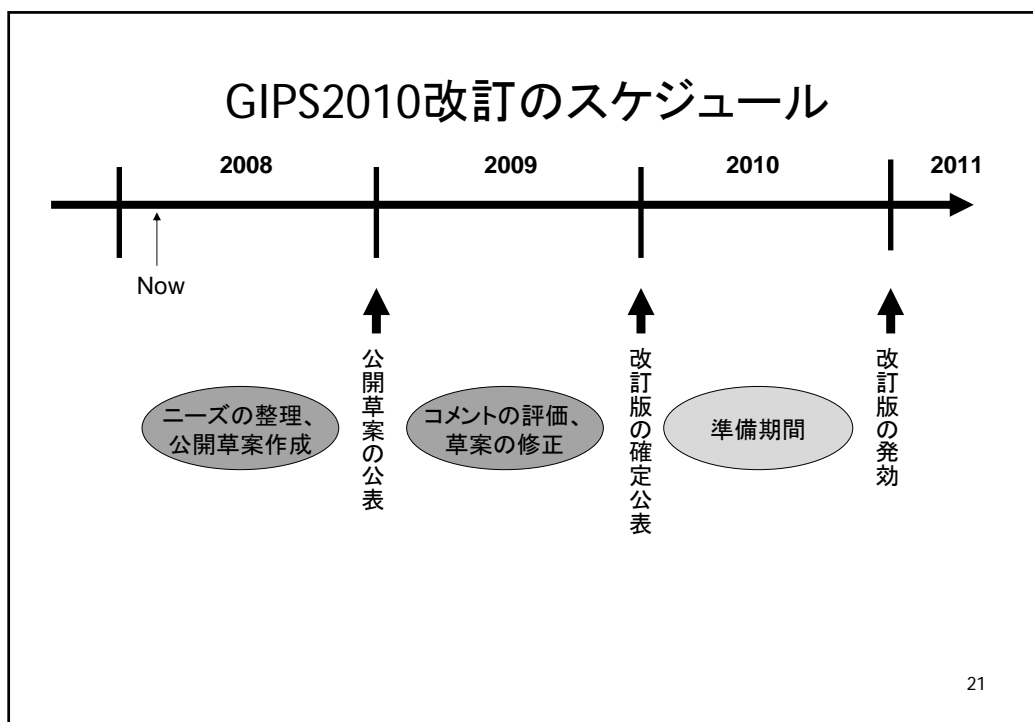
GIPS2010改訂に 向けた活動状況

19

GIPS ECでの決定事項(～2007/12)

- GIPS2010 Project team編成(2006/12)
- GIPS2010改訂の範囲確定(2007/6)
- サーベイの実施(2007/6)
- GIPS勸奨基準の第一次レビュー(2007/9)
- 検証の必須化についての考え方確立(2007/9)

20



- ## 2. GIPS基準と規制を巡る欧米・アジアでの動き
- A) アメリカ — SEC “ComplianceAlerts”
 - B) ヨーロッパ — MiFID
 - C) アジア — 中国、韓国、日本
- 22

GIPS基準導入国('07/12)

<u>Americas (2)</u>	Germany	Poland	<u>Asia-Pacific (8)</u>
Canada	Hungary	Portugal	Australia
USA	Ireland	South Africa	Hong Kong SAR
	Italy	Spain	Japan
<u>EMEA (21)</u>	Kazakhstan	Sweden	Korea
Austria	Liechtenstein	Switzerland	New Zealand
Belgium	Luxembourg	Ukraine	Pacific Islands*
Denmark	Netherlands	UK	Pakistan
France	Norway		Singapore

* Republic of Palau, Republic of the Marshall Islands, Federated States of Micronesia, Commonwealth of the Northern Marianas Islands, Territory of Guam

23

アメリカ

SEC ComplianceAlerts Report (June 2007)

CFA協会主催GIPS会議(2007/9/27-28, Chicago)に
おいてSECの担当者が講演した内容から

24

GIPS準拠についてのSECの姿勢

- GIPS準拠を強制する意図はない
- 検査において、会社がGIPS準拠を表明していれば、実際にGIPS準拠であるかどうかを確かめる⇒虚偽の表明の排除

25

調査(“Performance Sweep”)の概要

- 2004年にSECフィラデルフィア支局で実施
- 同支局管轄下の運用会社からいくつかの基準*で選定された31社**を調査
- 2001-2003の3年間が調査対象期間

*①機関投資家、リテール両方のクライアントを有している、②最近SECの検査を受けていた場合には「クリーン」の評価を得ていた、③パフォーマンスはピア・グループより若干高い程度。

**平均運用資産額\$130億ドル(最大\$900億ドル)。うち22社はAIMR-PPSもしくはGIPSへの準拠を表明し、その中の15社は検証を受けていた。

26

提出を要求されたデータ

- 対象期間のすべてのRFPおよびコンサルタント質問表への回答
- 2001年以降に使用されたすべての広告
- パフォーマンス計算プロセスの概要と方針・手続を記した文書
- 監査あるいは検証報告書
- 「公正価値」で評価された証券の一覧表
- 広告に使用されたコンポジットの詳細データ
- ブローカーあるいは銀行の報告書

27

調査の結果—総評

- GIPS/AIMR-PPS基準からの逸脱は概ね些細なものであった
- パフォーマンス広告の品質はこの数年間で相当に向上している
- 検証を受けている会社間で、準拠の品質の程度と検証会社の評判との間に因果関係は認められなかった
- 方針・手続文書の品質と、会社の運用額およびコンプライアンス部門の規模との間には因果関係が認められた

28

調査の結果—個別事例

- ネット・リターンの不提示あるいは不適切なモデル・リターンの提示(11社)
- 過去における特定の推奨(例:トップ10保有銘柄) (13社)
- バックテスト結果についての不十分な開示(1社)
- 不正確なリターンの利用(12社)
- 方針・手続の未文書化(9社)
- 方針・手続文書が不十分(5社)

29

AIMR-PPS/GIPS準拠会社の成績

22社のうち

- 21社は何らかの不備を指摘された(15社は検証を受けていた)
- 2社は方針・手続の文書化がなかった*
- 5社が方針手続文書の不備を指摘された
- 不備を指摘されなかった会社は検証を受けていた

*文書化は本調査時点では必須とされておらず、GIPS2005で必須化された。

30

10大指摘事項*

1. 不十分な方針・手続の文書化
2. 広告における準拠表明が一貫していない
3. ウェブにおける広告で準拠資料へのアクセス方法が示されていない
4. 報酬を課す投資一任ポートフォリオの一部がコンポジットに組み入れられていない
5. 運用総資産が開示されていない**

*講演者Bill Meck氏による。GIPS/AIMR-PPS準拠表明会社について言及している。

**GIPS2005では「運用総資産額かコンポジット資産額の対運用総資産占有率のいずれか」の開示が必須とされている。

31

10大指摘事項*一(続)

6. コンポジットのリストと概略は要求に応じて提示する旨の開示がない
7. カーブアウトにおける現金配分方法の開示がない
8. フィー一覧表の開示がない***
9. コンポジットに組み入れられたポートフォリオの数や資産額の開示がない
10. カーブアウトが用いられていることの開示がない

***調査時点ではAIMR-PPSのみが必須としていたが、GIPS2005では必須となっている。

32

ヨーロッパ

MiFID

33

MiFID

- The Markets in Financial Instruments Directive ⇒ Financial Services Actionの根幹をなすEU指令(レベル1=2004/39/EC、レベル2=2006/73/ECに分かれている)
- 2007/11までにEU加盟各国が本指令に準拠した自国法令を整備・導入
- 市場の透明性と個人投資家保護がメインテーマ

34

GIPSとの接点

- MiFID Level 1 Article 19(2): “all information including marketing communications, addressed by the investment firm to clients or potential clients shall be fair, and not misleading.” (運用会社から既存・見込顧客に提供されるマーケティング・コミュニケーションを含むすべての情報は公正であり、誤解を与えないものでなければならない。) “marketing communications shall be clearly identifiable as such.” (マーケティング・コミュニケーションは明確にそれと分かるものでなければならない。)
- GIPS準拠会社の提示するコンポジット資料は“marketing communication”に該当すると考えられる。
- GIPS基準とMiFIDとの間に矛盾する点はないと考えられる。
- おそらくGIPS準拠はMiFID準拠を支援する。

(Source: E&Y GIPS News September 2007)

35

MiFIDのルール(抄)

Level 2 Article 27(1)

- 加盟国は、個人(見込)顧客に対する、あるいは個人(見込)顧客に向けて提供される可能性の高い方法で流布させる情報提供(marketing communicationを含む)を行う運用会社には次項2-8を遵守させなければならない。

Level 2 Article 27(2)

- 運用会社の名称を示さなければならない。
- 提示資料は正確でなければならない、その関連するリスクについて公正かつ眼につき易い注意を促すこと無く、特定の投資サービスあるいは金融商品のメリットだけを強調してはならない。
- 提示資料は、その提供先の相手が属するグループ(個人あるいは機関投資家)の平均的なメンバーにとって十分、かつ理解可能なものでなければならない。
- 提示資料は重要な事項・陳述あるいは警告を隠し、その重要性を減じ、不明瞭にしてはならない。

Level 2 Article 27(3)

- 投資あるいはその付随的サービス、金融商品、または投資あるいはその付随的サービスの提供者に関する比較情報を提供するに際しては、①比較は意味があるものでなければならない、また公正かつバランスの取れた方法で提示されなければならない、②比較に用いられた情報の取得ソースは特定されていなければならない、③比較を行う際の主要な事実および仮定が示されていなければならない。

(Source: UK FSA ウェブサイトから)

36

MiFIDのルール(抄)一(続)

Article 27(4)

- 金融商品や金融指標や投資サービスの過去のパフォーマンスの特徴を含む情報を提供する場合には、以下が充たされなければならない。
 - a. 予測が最も目立つ内容となるような伝え方はしてはならない。
 - b. 当該金融商品、金融指標あるいは投資サービスの直近5年間(開始(設定)来5年未満であればその全期間)、あるいはより長期間のパフォーマンスを年単位で提示しなければならない。
 - c. どの期間の情報であるのか、また情報ソースについても明確にされなければならない。
 - d. 提示された数字が過去の期間のものであること、過去のパフォーマンスは将来の結果を指示するものではない、について目に付きやすい警告を含んでいなければならない。
 - e. 既存・見込顧客の居住するEU加盟国の通貨以外の通貨によって表示された数値に基づく予測をする場合には、当該通貨が明確に示されなければならない、かつ為替変動によりリターンは増減する可能性があることについて警告を発しなければならない。
 - f. 予測がグロス・パフォーマンスに基づいているときは、コミッション、フィー、その他の費用のもたらず影響について開示しなければならない。

(Source: UK FSA ウェブサイトから)

37

MiFIDのルール(抄)一(続)

Level 2 Article 27(5)

- 情報が過去の期間に係るシミュレーションの結果そのもの、あるいはそれに依拠するものであるときは、ある金融商品あるいは金融指標と関連していなければならない、以下が充たされなければならない。
 - a. シミュレートされた過去のパフォーマンスは、主題である金融商品と同一かあるいはその基礎である一つ以上の金融商品あるいは金融指標の過去の実際のパフォーマンスに基づいていなければならない。
 - b. (略)
 - c. シミュレートされた過去のパフォーマンスは、将来のパフォーマンスの信頼に足る推定ではない旨の明確な警告を含んでいること。

Level 2 Article 27(6)

- 将来のパフォーマンスに関する情報が含まれる場合には、以下の条件が充たされなければならない。
 - a. 情報はシミュレートされた過去のパフォーマンスに基づくものであってはならない。
 - b. 情報は客観的データに指示された合理的な仮定に基づくものでなければならない。
 - c. グロス・パフォーマンスの開示に当たっては手数料、報酬、費用等の影響を開示しなければならない。

(Source: UK FSA ウェブサイトから)

38

MiFIDのルール(抄)一(続)

- d. 提示される予測・推測は将来のパフォーマンスの信頼に足る推定ではないことの明確な警告がなされなければならない。

Level 2 Article 27(7)

- 特定の税の取扱に言及するときは、税制は顧客の個別属性に影響され、また将来変更の可能性がある旨を明確に述べなくてはならない。

Level 2 Article 27(8)

- 特定の行政機構の名を挙げて、あたかもそこが会社の商品あるいはサービスを認証あるいは許可しているとの印象を与えてはならない。

(Source: UK FSA ウェブサイトから)

39

アジア

中国、韓国、日本

40

中国

- 簡体字版GIPS完成*(TG)－2007年6月
- 中国証券監督管理委員会(CSRC)布告46号(17/6/2007)付則:「ファンドはGIPS基準に準拠してパフォーマンスを計算し開示しなければならない。」
- 初のGIPS準拠会社誕生(外資とのJV)－2007年

*香港特別行政区のCountry Sponsorによる

41

韓国

- GIPSカントリー・スポンサー誕生－2007年11月
- 韓国語版GIPS完成間近⇒TGとして申請予定
- 公的年金運用管理機関(National Pension Service)が契約先運用会社に対して2008年末までにGIPS準拠達成を依頼

42

中国と韓国の事例の共通点

- 国の機関がGIPS準拠を奨励(要請)?
- 準拠への動きは始まったばかり
- 基準の理解はまだ十分でない
- インフラの未整備?

43

日本

- 「不動産投資顧問業登録規程」の改正(国土交通省平成19年8月1日告示、同年8月15日施行)⇒総合不動産投資顧問業者として国土交通省に登録申請する際、また、登録後に事業報告書を提出する際に、不動産の運用実績の開示について、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)に準拠しているか否かの記載が義務付けられた。

44

3. GIPS基準の解釈に関する新たなガイダンス・ステートメント:記録保管、等

- A) GIPS ECが公表したガイダンス・ステートメント
- B) 最近公表されたQ&A
- C) 今後公表予定のガイダンス・ステートメント

45

GIPS ECが公表したガイダンス・ステートメント

- パフォーマンス検査(2006/10)
- 記録保管(2007/07)

46

パフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント

47

パフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント

- 「パフォーマンス検査」=GIPS検証を受けた運用会社が、特定のコンポジットについて独立した第三者(検証者以外でもOK)に求める、より詳細な「検査」
- 具体的には、以下の二項目をレビュー
 - 当該コンポジットはGIPS基準に準拠して構築され、そのパフォーマンスが計算されている。
 - 会社はGIPS基準に準拠して当該コンポジットに係るパフォーマンス資料を提示している。
- アメリカにおいて多用されているが、他地域におけるニーズは少ない。
 - 「GIPS検証実務指針」(JICPA)でも触れられていない。

48

パフォーマンス検査に関するガイダンス・ステートメント(続)

- 原則、検証を受けた期間のすべてあるいは一部の期間について実施される。
- 原則、検証報告書に先立つ日付でパフォーマンス検査報告書が提出されてはならない。
- 検証未実施期間を含む期間についてパフォーマンス検査報告書が発行される場合には、当該報告書および対象コンポジット提示資料は(1)検証未実施の事実および未実施の期間、(2)顧客の要求があった場合にのみ提示される、旨を明記しなければならない。

49

記録保管に関する ガイダンス・ステートメント

50

内容

1. 序論
2. 基本原則
3. 発効日
4. 適用事例

51

1. 序論

- GIPS 1.A.1“会社のパフォーマンス提示の根拠となるデータおよび情報、また、必須基準に要求される計算を行うために必要なデータおよび情報は、すべて確保し、保管しなければならない。”
- “すべての場合において、記録は、紙(ハードコピー)または電子媒体による記録のいずれでもよいものとする。後者の場合には、記録は容易にアクセスが可能で、必要に応じて印刷可能となっていなければならない。”

52

2. 基本原則

1. 会社は、記録保管について、適用される規制上の必須事項をすべて満たしていなければならない。
2. GIPS準拠コンポジット資料においてパフォーマンスが提示されたすべての期間について、会社はポートフォリオ・レベルのリターンの再計算を可能とする十分な記録を保管しなければならない。
3. GIPS準拠コンポジット資料においてパフォーマンスが提示されたすべての期間について、会社はコンポジット・レベルのリターンの再計算を可能とする十分な記録を保管しなければならない。
4. 会社は、ポートフォリオが特定のコンポジットに帰属することとなった理由、あるいはすべてのコンポジットから除外された理由の根拠となる記録を保管しなければならない。

53

2. 基本原則一(続)

5. 会社は、会社全体で準拠表明を行っていることの根拠となる記録を保管しなければならない。
6. 会社は、準拠表明を維持するための方針および手続のすべて(現行・旧版とも)を保管しなければならない。
7. 会社は、自らが利用するサービス・プロバイダーが提供する記録および情報がGIPS基準の必須基準を満たしている状態を確保しなければならない。
8. 会社は、上記1-7以外にも、準拠表明の根拠となる記録を保持すべきである。
9. 会社が必要と判断する記録は、準拠提示資料中に提示されるすべての年について保管されなければならない。しかし、会社がリターンを再計算する能力を維持できる限り、ある時点で、保管データの量を減らすことも可能である。

54

保管の必要なデータ例－基本原則2

- 銀行／カストディアン取引明細書と勘定調整表
- 時価評価リスト
- 取引リスト
- 未決済取引リスト
- コーポレート・アクション・レポート
- 利子・配当収入明細
- 未収収益明細
- 国内・国外源泉税還付請求レポート
- キャッシュフロー／加重平均キャッシュフロー・レポート
- 使用したパフォーマンス計算手法
- 第三者が提供する情報がGIPS必須基準に合致していることを確保するために当該第三者から提示を求めた情報
- 運用報酬に関する情報

55

保管の必要なデータ例－基本原則3

- コンポジットに(から)組入れた(除外した)ポートフォリオ
- ポートフォリオをコンポジットに(から)組入れた(除外した)時期
- 個別ポートフォリオのリターン
- 資産額加重に使用された各ポートフォリオの時価
- 各期末におけるコンポジットのポートフォリオ数および資産額
- 散らばりの計算に関するデータ
- 運用報酬に関する情報

56

保管の必要なデータ例－基本原則4

- コンポジットの定義
- コンポジットから除外されたポートフォリオとその理由
- 投資運用契約書、その変更契約書
- 組入コンポジット特定に利用されたのであれば、顧客に提供されたレポート(要因分析等を含む)
- 投資戦略変更に関して顧客と交わされたe-メールその他の交信記録

57

保管の必要なデータ例－基本原則5

- 過去および現在の会社の定義
- 各期の会社の運用総資産額
- コンポジットの定義と構築日
- すべてのコンポジットおよびその概略の一覧リスト
- すべてのコンポジットについて、準拠した提示資料とその根拠となる情報

58

保管の必要なデータ例－基本原則8

- 営業資料／RFPへの回答
- 外部者によるシステムおよび統制に関するレビュー報告書
- サービス・プロバイダーとの契約書
- 会社の取締役会、投資委員会、GIPS準拠委員会、等のGIPS準拠に関連する意思決定委員会の議事録
- 顧客との間の運用報酬に関する契約書
- カストディおよび管理報酬を含めた報酬のデータ
- システムのマニュアル、殊に、ポートフォリオおよびコンポジットのリターンや追加的開示あるいは数値を含むレポートを作成するシステムのマニュアル
- すべての見込顧客に準拠提示資料を提供するよう努めたことを示す文書
- 要請に応じて見込顧客にコンポジットの一覧表と概略、またはコンポジット提示資料を提供したことを示す文書
- 公表されていないベンチマークの基礎データ

59

発効日

- 2007/10/31から発効
- 発効日以前の期間について遡及して本ガイダンス・ステートメントを適用することは必須ではないが、勧奨される。

60

4. 適用事例

1. 非一任ポートフォリオについてパフォーマンスとその基礎データを保管する必要はない。しかし、「非一任」とした判断の根拠となる資料の保管は必要である。
2. コンポジット・パフォーマンスを表示する期間のすべてについて、データの保管が必要とされる。
3. マーケティングに利用されるかどうか拘らずすべてのコンポジットのすべてのパフォーマンス表示期間についてデータの保管が必要である。
4. 保管されるべきデータ・資料はオリジナルでなくとも電子的にスキャンされたものや紙ベースのものであっても良い。
5. どの記録を保管すべきかは、事情に応じて会社が判断すべきである。例えば約定伝票の保管が必要とされる場合もあろう。

61

4. 適用事例一(続)

6. 稼動不可能なシステムに搭載されたデータは「データの保管」の観点からは要件を充たすものとは認められない。
7. 本GSIに直接的に記載されていない事例については、可能な限りのデータを保管すると共に、GIPS Q&Aデータベースの照会を含め、最適なデータ保管に関するアドバイスを求めるべきである。
8. 「準拠に関する方針および手続き」文書には、①入手し確保すべきデータや情報の種類、②どのように入手するか、③どのように、どれだけの期間、保管するか、に関する記述が必要である。
9. 「補足情報」に関するデータの保管はベスト・プラクティスではあるが必須とはされない。ただし、見込顧客へのパフォーマンス提示や広告に利用されるデータの保管に関する規制があれば、それには遵守しなければならない。
10. (略)

62

4. 適用事例一(続)

11. 直近の数年間しかデータを保存しないとする内規は本GSの「データ保管」の原則からは認められない。
12. 非準拠パフォーマンスについても本GSのデータ保管に関する原則は適用される。非準拠パフォーマンスについてデータが保管されていない場合は、①提示資料に掲載しない、あるいは②「補足情報」としてのみ提示する、のいずれかの対応が必要である。
13. 火災、その他の理由でデータが消失した(している)場合、顧客、カストディアン、コンサルタント、検証者、その他の者から本GSが定めるデータを取得することができるなら、本GSの要求は充たされている。

63

4. 適用事例一(続)

14. 会社の管理責任外の事由から保存すべきデータが消滅し、その再取得が不可能である場合には、コンポジット提示資料において、①データが保管されていない期間、②データが保管されていない理由および再取得不可能である理由を開示することによって、会社は準拠表明を継続できる。
15. 上記の該当事由の例としては、洪水・地震等の自然災害の他、テロ攻撃等が挙げられる。システム変更等は該当しない。

64

最近公表されたQ&A

- 広告
- ベンチマーク
- カーブアウト
- 顧客レポーティング
- コンポジット構築
- コンポジットの変更
- GIPS2006の訂正
- ディスクロージャー

65

最近公表されたQ&A一(続)

- フィー
- レバレッジ／デリバティブ関連
- パフォーマンス記録
- プライベート・エクイティ
- 不動産
- ラップフィー/SMA
- その他・一般

66

今後公表予定のガイダンス・ステートメント

- エラー・コレクション
- レバレッジ/デリバティブ

67